

川西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月16日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 40 号

川西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年川西市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

区分	事務
1 条例別表第1の1の項の規則で定める事務	障害者住宅改造費助成の支給を受けることができる資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務	(1) 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年兵庫県規則第17号）第3条の規定により兵庫県知事に提出される書類に記載された事項についての事実の確認に関する事務 (2) 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第5条第2項の規定により兵庫県知事に提出される書類に記載された事項についての事実の確認に関する事務
3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務	高齢者住宅改造費助成の支給を受けることができる資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務	(1) 川西市福祉医療費の助成に関する条例（昭和49年川西市条例第23号）第2条第1項第1号に規定する者の受給資格の認定に関する事務

	(2) 川西市福祉医療費の助成に関する条例第2条第1項第2号から第4号まで及び第9号から第11号までに規定する者の受給資格の認定に関する事務 (3) 川西市福祉医療費の助成に関する条例第2条第1項第5号及び第6号に規定する者の受給資格の認定に関する事務 (4) 川西市福祉医療費の助成に関する条例第2条第1項第7号及び第8号に規定する者の受給資格の認定に関する事務 (5) 川西市こども医療費助成事業実施要綱（平成27年川西市告示第236号の2）第3条に規定する者の受給資格の認定に関する事務
5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務	川西市社会福祉法人利用者負担軽減制度実施要綱（平成12年川西市告示第84号）第8条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務

別表第2を次のように改める。

区分	事務	情報
1 条例別表第1の1の項の規則で定める事務	障害者住宅改造費助成の支給を受けることができる資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る次に掲げる情報 (1) 道府県民税又は市町村民税に関する情報（以下「地方税実施関係情報」という。） (2) 生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更

		又は同法第 26 条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。） (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。） (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 1 項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）
2 条例別表第 1 の 2 の項の規則で定める事務	(1) 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第 3 条の規定により兵庫県知事に提出される書類に記載された事項についての事実の確認に関する事務	当該申込みを行う者が扶養する者に係る次に掲げる情報 (1) 身体障害者手帳関係情報 (2) 精神障害者保健福祉手帳関係情報
	(2) 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第 5 条第 2 項	当該申請を行う者又は当該申請を行う者同一の世帯に属するものに係る次に掲げる情報

	の規定により兵庫県知事に提出される書類に記載された事項についての事実の確認に関する事務	(1) 生活保護実施関係情報 (2) 地方税実施関係情報
3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務	高齢者住宅改造費助成の受給を受けることができる資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る次に掲げる情報 (1) 地方税実施関係情報 (2) 生活保護実施関係情報
4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務	(1) 別表第1の4の項の事務の欄(1)に掲げる事務	川西市福祉医療費の助成に関する条例第3条の規定による申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 (1) 地方税実施関係情報 (2) 生活保護実施関係情報 (3) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。） (4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険給付情報」という。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付

		の支給に関する情報（以下「後期高齢者医療給付情報」という。） (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施に関する情報
	(2) 別表第1の4の項 事務の欄(2)に掲げる 事務	川西市福祉医療費の助成に関する 条例第3条の規定による申請を行 う者、当該申請を行う者の配偶者 及び扶養義務者に係る次に掲げる 情報 (1) 地方税実施関係情報 (2) 生活保護実施関係情報 (3) 外国人保護関係情報 (4) 国民健康保険給付情報又は 後期高齢者医療給付情報 (5) 身体障害者手帳関係情報 (6) 精神障害者保健福祉手帳関 係情報 (7) 療育手帳制度要綱（昭和 48年9月27日厚生省発児 第156号）に定める療育手 帳の交付及びその障害の程度 に関する情報
	(3) 別表第1の4の項 事務の欄(3)及び(5) に掲げる事務	川西市福祉医療費の助成に関する 条例第3条の規定による申請又は こども医療費助成事業実施要綱第 4条の規定による申請を行う者及

		びこれらの申請を行う者の両親等に 係る次に掲げる情報 (1) 地方税実施関係情報 (2) 生活保護実施関係情報 (3) 外国人保護関係情報 (4) 国民健康保険給付情報
	(4) 別表第 1 の 4 の項 事務の欄(4)に掲げる 事務	川西市福祉医療費の助成に関する 条例第 3 条の規定による申請を行 う者及び当該申請を行う者の扶養 義務者に係る次に掲げる情報 (1) 地方税実施関係情報 (2) 生活保護実施関係情報 (3) 外国人保護関係情報 (4) 国民健康保険給付情報又は 後期高齢者医療給付状況 (5) 児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）による児 童扶養手当の支給に関する情 報
5 条例別表第 1 の 5 の項の規則で定める 事務	別表第 1 の 5 の項事務の 欄に掲げる事務	川西市社会福祉法人利用者負担軽 減制度実施要綱第 8 条の規定によ る申請を行う要介護被保険者等及 び当該要介護被保険者等と同一の 世帯に属するものに係る次に掲げ る情報 (1) 地方税実施関係情報 (2) 生活保護実施関係情報 (3) 外国人保護関係情報
6 条例別表第 2 の 6	障害者の日常生活及び社	当該申請を行う障害者及びその

の項の規則で定める事務	会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項各号及び第 3 項各号に掲げる事業のうち次に掲げる事業の利用申請（支給決定に対する変更申請を含む。）に係る事実についての審査に関する事務 (1) 川西市障害者地域生活支援事業実施規則第 2 条第 7 号に掲げる日常生活用具給付等事業 (2) 川西市障害者地域生活支援事業実施規則第 2 条第 9 号に掲げる移動支援事業 (3) 川西市障害者地域生活支援事業実施規則第 2 条第 11 号に掲げる訪問入浴サービス事業 (4) 川西市障害者地域生活支援事業実施規則第 2 条第 13 号に掲げる日中一時支援事業	配偶者又は障害児の保護者及びその世帯に属するものに係る次に掲げる情報 (1) 地方税実施関係情報 (2) 生活保護実施関係情報 (3) 外国人保護関係情報
--------------------	--	---

付 則

この規則は、公布の日から施行する。